第1章 綱領・規約

1-1 東京土建一般労働組合綱領

東京土建一般労働組合は、戦前のたたかいの伝統をひきつぎ、建設労働者の生活と社会的地位の向上のため結成以来一貫してたたかいを進め、同時に大衆的、民主的、階級的労働組合の建設を掲げ奮闘してきた。

団結した力をもたなかった建設労働者は長い間、劣悪な条件のもとで労働を強いられ、その社会的役割 にふさわしい処遇を得ることができなかった。

組合は結成直後に労務物資の獲得、税金闘争にとりくみ、50年代には日雇健保とけい肺法を制定させた。60年代には協定賃金運動を前進させ、集団申告、日雇健保擬制適用廃止反対に取り組んだ。70年代には国保組合設立・補助金増額のたたかい、住宅デー運動を開始した。80年代には臨調行革政治とたたかい、大手企業交渉を開始、消費税導入に反対した。その後、建設国保の10割給付を守るたたかい、生活防衛闘争、地域建設業振興、東京建築カレッジ開校、どけん共済会設立などに取り組んだ。

組合はこのたたかいの中で、組合員の要求を基礎に、地域から大衆的に闘いを発展させてきた。

組合は、資本・国家権力からの独立、政党からの独立を堅持し、特定政党支持の立場をとらず、組合の自主性を確立し、組合の統一と団結を瞳のように大切にしてきた。そして組合員の政党支持、政治活動の自由を守ってきた。同時に、要求と政策の一致する政党・議員とは、その実現のためにともにたたかう。そして組合の拡大強化をたたかいと車の両輪のように追求し、基礎組織を確立して組合民主主義を強化してきた。

組合は、運動の総括を重視し、「たたかって学び、学んでたたから」実践的な教育学習活動を行ってきた。

大企業への利益奉仕と日米同盟に基づく国づくりが政治・経済・軍事などのあらゆる場面で進められ、日本は世界でも際立ったルールなき資本主義国になっている。その上、長い歴史的たたかいによって築き上げてきた平和と民主主義、社会保障と基本的人権、労働基本権などを破壊する政府・財界の攻撃が強まっている。

建設産業では政府・財界の大手建設・住宅資本優先の産業再編が進められ、低賃金・低単価の押し付けをはじめ、その痛みはすべて労働者と中小建設業者に押し付けられている。

大企業本位の政治・経済のしくみのもとで生まれている貧困と格差、社会的危機を解消し、平和と民主主義を守るためにも国民本位の政治・経済の民主的変革や国政の革新が求められている。

日本国憲法の平和主義と基本的人権、国民生活向上に向けた国民諸階層のたたかいの統一と団結こそ、要求実現と国政革新の力である。われわれは思想、信条の違いを超え、広範な国民諸階層の共同した運動の形成と発展に努める。

われわれは、労働組合が国民諸階層の運動の先頭に立ち、統一と団結の中心をはたすよう、労働者の一致した要求に基づく共同行動を、全国と地域ですすめる。建設労働運動の全国・地域での共同と発展に努める。

- 1 われわれは、賃金・労働条件の改善と建設労働者の権利確立のために、全国・地域・分野における労働協約の締結をめざしたたかう。
- 2 われわれは、建設労働者の役割にふさわしい安定した生活と後継者を育成できる賃金の獲得をめざしてたたかう。

また、安定した雇用と失業にたいする保障、労働関係法規の完全実施と改善、退職金など労働条件の改善と確立、全国一律最低賃金制、週40時間労働制確立のためにたたかう。

3 われわれは、職業病の根絶、現場の労働安全と労働衛生、労災補償の徹底と拡充を要求してたたかう。

4 われわれは、政府・財界が進める大企業本位の国土開発計画、土地・住宅政策を国民本位に転換させ、すべての国民に「健康で文化的な生活がいとなめる住宅」の保障をめざしてたたかう。

また、大資本の町場市場進出に反対し、住民本位のまちづくりを通じ、建設労働者・職人・中小建設業者の仕事と職域確保をめざしてたたかう。

5 われわれは、日本の気候風土につちかわれた建設技術技能の継承と発展に努力し、国民の生活文化の向上に貢献する建設技術技能の向上と後継者の育成につとめる。

政府、使用者団体が費用を負担する建設産業全体の技能育成訓練制度の確立をめざす。

- 6 われわれは、建設労働者の命の綱「土建国保」を守り、国民が安心してかかれる医療制度の拡充を求めると同時に、年金、介護、福祉等の社会保障制度が「健康で文化的な国民生活を営める」権利である生存権として、真の社会保障の実現をめざしてたたかう。
- 7 われわれは、消費税をはじめとする大衆増税に反対し、最低生活費非課税、応能負担原則の税制をめざしてたたかう。

また、財政・税制および税務行政を国民本位に変革するためにたたかう。

8 われわれは、建設労働者のくらしと健康を守る活動や仲間の助け合い・共済活動をすすめ、自主的な「組合の生活保障制度」の確立など福利厚生と福祉の向上・発展のために活動する。

また、健全な文化・教養・スポーツ・レクリエーションなど文化活動をすすめ、建設労働者の自主的な文化の発展と創造のために活動する。

9 われわれは、建設労働者の仕事と暮らしに根ざした共通の要求を土台に団結し、その要求を実現するために、産業別個人加盟の居住地組織としての機能をいっそう発展させ、階級的自覚を高める教育・学習につとめる。

また、これらのたたかいのなかで建設産業の全分野で組合員を増やし、首都の建設労働者の多数派を組織する強大な東京土建の建設につとめる。このことを通じて、首都における建設労働者のたたかいの発展と労働運動の大衆的民主的階級的強化をめざす。

(1983年 第36回大会で決定)

(2007年3月19日 第60回大会で改定)

(2019年3月18日 第72回大会で改定)

1-2 東京土建一般労働組合規約

第1章 総則

- 第1条 この組合は、東京土建一般労働組合と呼び、本部事務所を東京都新宿区北新宿一丁目八番十六号におき単一組織の法人とする。
- 第2条 この組合は、主として建設産業に従事し、東京都内に居住する労働者をもって組織する。
- 第3条 この組合の組合員は、組合のすべての問題に参与する権利および均等の取り扱いを受ける権利を有し、何人もいかなる場合においても人種、性別、門地または身分等により組合員たる資格を奪われることなく、どの宗教を信仰しても、どの政党を支持してもよい。
- 第4条 組合は、組合員の要求や意見を正しく反映させ組合員が自主的積極的に活動するように努める。

組合員の少数意見は尊重されるが、少数は多数にしたがい、また各々の機関で決定されたもののうち抵触する部分がうまれたときは上部機関の決定を優先することによって単一組織としての機能を高め、団結の力をいっそう強めるよう努める。

第2章 目的と事業

- 第5条 この組合は、組合員の固い団結と意志のもとに民主的な組織の力によって労働者の基本的人権を守り 経済的、社会的、政治的地位の向上をはかることを目的とし、その目的達成のためにつぎのことをおこなう。
 - (1)建設労働者の雇用の安定、仕事確保、労働条件改善のための活動。
 - (2)職業安定法に基づく労働者供給事業および職業紹介事業を行う。
 - (3)建設労働者とその家族の生命と健康を守り、失業・災害・疾病・老後などにたいする完全な社会保障制度を確立するための活動。また、これを補完するため相互扶助による共済事業をすすめる。
 - (4)大資本の支配とその政策に反対し、建設産業の民主化、国民要求にもとづく住宅建設、国民本位の国づくり、都市づくりを実現するための活動。
 - (5)建設労働者の技術、技能、教養、文化を向上させるための活動。
 - (6) 同目的をもつ他団体との協力、提携のための活動。
 - (7)その他目的達成に必要な活動。

第3章 組合員

- 第6条 この組合には、第2条による労働者で規約を承認したものは誰でも加入できる。また、書記も書記局在 籍中に限り加入することができるが、退職時に脱退もしくは除籍する。
- 第7条 この組合に加入するときは、加入申込書に加入金と組合費をそえて申込み、本部に登録されたときから 組合員となる。
- 第8条 組合員は、規約にもとづいて次の権利をもつ。
 - (1)役員に選挙され、または役員を選挙することができる。
 - (2)組合のすべての会議に出席して発言することができる。但し、会議招集者および会議構成員の許可を得ることとする。
 - (3)組合の役員の行動をすべての会議で批判することができる。
- 第9条 組合員は、目的達成のためにつぎの義務をもつ。
 - (1)組合費は毎月かならず納めなければならない。
 - (2) 規約を守り、機関の決定にしたがい、決められた会議に出席しなければならない。
 - (3)組合員としての道義を守り、組合員相互の信頼の確立と組合の拡大強化のために努力しなければならない。
- 第10条 同盟罷業(ストライキ)は、組合員の直接無記名投票で過半数の同意がなければ決められない。
- 第11条 組合から脱退しようとするものは、その旨を届けなければならない。但し、正当なる理由なく組合費を2

カ月滞納したときは脱退したものとして扱う。

また、規約第2条および組合が規定する加入資格を満たないものは、除籍することができる。

第4章 組織

- 第12条 この組合は、つぎの組織をもつ。
 - (1)本部 (2)支部 (3)分会 (4)群

本部の下に行政区を基礎に別表の所在地に支部を置き、支部の下に原則として地域を基礎に分会を置き、分会の下に原則として居住地を基礎に群を置く。群は、組合の基礎組織で、組合員はすべて群に所属する。

第13条 この組合の支部、分会、群は、第4条の規定にもとづいて運営し、方針の具体化と諸要求実現の活動をおこなう。

第5章 機関

第1節 本 部

- 第14条 この組合の本部につぎの機関を置く。
 - (1)大会 (2)中央委員会 (3)中央執行委員会
- 第15条 大会は、組合の最高議決機関で、別に定める大会代議員選挙規程により組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員と本部役員で構成し、年1回中央執行委員長が招集する。但し、中央委員会が必要と認めたとき、また、組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時に開かなければならない。

大会は、代議員の過半数の出席で成立し、議決は出席代議員の過半数をもって決める。可否同数の場合は議長が決める。大会運営については、別に定める東京土建本部大会運営規程によるものとする。

- つぎの事項は、大会に付議しなければならない。
- (1)綱領 (2)規約 (3)予算決算 (4)役員選出 (5)運動方針 (6)代議員数 (7)その他重要事項 第16条 中央委員会は、大会につぐ議決機関で中央委員と本部役員で構成し、大会から大会の間、 中央執 行委員会が必要と認めたとき、中央委員の3分の1以上の要求があったときは中央執行委員長が招集する。

中央委員は、支部の組合員400名につき1名の割で支部組合員の直接無記名投票で選出する。但し、 端数は200名未満は切り捨て、200名以上は1名を加える。

第17条 中央執行委員会は、中央執行委員と常任中央執行委員会の役員で構成し、2カ月に1回以上会議 を開き、大会および中央委員会の議決の執行、緊急事項の処理と大会および中央委員会に責を負う。

常任中央執行委員会は、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および常任中央執行委員で構成し、中央執行委員会に責を負い、その機能を高め、議題の整理、緊急事項等の処理をおこなう。

- 第18条 中央執行委員会のもとに専門部機構として次の部局等を置く。
 - (1)専門部
 - ①賃金対策部 ②職域対策部 ③労働対策部 ④技術対策部 ⑤社会保障対策部 ⑥組織部 ⑦財政部 ⑧教育宣伝部 ⑨税金経営対策部 ⑩厚生文化部 ⑪後継者対策部

専門部は、部長、担当常任中央執行委員、担当中央執行委員、および支部の担当部長で構成する部会を必要に応じ開き、専門部活動をおこなう。

(2)特別委員会、専門委員会

中央執行委員会は必要に応じて特別委員会、専門委員会を置くことができる。

専門委員会と特別委員会は、中央執行委員会が選出する委員によって構成し、必要に応じて委員会を開き、委員会活動をおこなう。

(3)どけん共済会

組合共済事業の担当部門としてどけん共済会を置く。どけん共済会は中央執行委員会の指導の下で組合の共済事業を運営し発展させる。

(4) 青年部

青年組合員を対象に青年部を組織し、組合の方針にもとづいて自主的自発的に青年の活動を発展させる。

(5)シニア友の会

65歳以上の組合員を対象にシニア友の会を組織し、組合の方針にもとづいて自主的自発的に高齢者の活動を発展させる。

(6)主婦の会

女性組合員と組合員の女性の家族で組織し、組合の方針にもとづいて自主的自発的に主婦の活動を 発展させる。

(7) 書記局

①本・支部書記局は書記長、書記次長、専従役員と書記をもって構成する。

専従書記局員は、本・支部執行委員会の諸決定にもとづき、その具体化と準備にあたり、諸運動を推進する。書記局は、本部は書記長、支部は主任書記をおき日常業務を処理する。

- ②専従書記局員の賃金・労働条件については、中央執行委員会がその向上と改善に努める。
- ③専従書記局員の日常業務、および賃金・労働条件は別に定める書記・職員等就業規則による。

第2節 支 部

- 第19条 支部につぎの機関を置く。
 - (1) 支部大会 (2) 分会代表委員会 (3) 支部執行委員会
- 第20条 支部大会は、支部の最高議決機関で分会の組合員数に応じて組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員と支部役員で構成し、年1回以上支部執行委員長が招集する。

但し、分会代表委員会が必要と認めたとき、または支部組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時 に開かなければならない。

つぎの事項は、支部大会に付議しなければならない。

(1)支部予算決算 (2)支部役員選出 (3)支部運動方針 (4)その他重要事項

支部大会は、代議員の過半数の出席で成立し、議決は出席代議員の過半数をもって決める。可否同数の場合は議長が決める。

代議員数は、支部執行委員会で決める。代議員は分会総会で選出する。

第21条 分会代表委員会は、支部大会につぐ議決機関で分会組合員数に応じて選出された分会代表委員と 支部役員で構成し、支部大会から支部大会の間、支部執行委員会が必要と認めたとき、群長の3分の1以 上の要求があったときは支部執行委員長が招集する。

分会代表委員数は、支部執行委員会で決める。

第22条 支部執行委員会は、支部執行委員と支部常任執行委員会の役員で構成し、月1回以上会議を開き、本部方針の具体化とその執行ならびに支部大会および分会代表委員会の議決の執行、緊急事項の処理と支部大会および分会代表委員会に対する提案と報告をおこない、支部大会および分会代表委員会に責を負う。

支部常任執行委員会は、支部執行委員長、支部副執行委員長、支部書記長、支部書記次長および支部常任執行委員で構成し、支部執行委員会に責を負い、その機能を高め、議題の整理、緊急事項等の処理をおこなう。

第23条 支部執行委員会のもとに、第18条に準じた部局を置く。

支部専門部は、支部専門部長、担当支部執行委員および分会専門部長で構成する部会を必要に応じ開き、専門部活動をおこなう。

第3節 分会および群

- 第24条 分会につぎの機関を置く。
 - (1)分会総会 (2)分会執行委員会
- 第25条 分会総会は、分会の議決機関で分会役員と分会の組合員で構成し、年1回以上分会長が招集する

但し、分会の組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時に開かなければならない。

支部執行委員会の承認のもとに代議員制とすることができる。

- つぎの事項は、分会総会に付議しなければならない。
- (1)分会役員選出 (2)分会運動方針 (3)分会会計の予算・決算その他の重要事項
- 第26条 分会執行委員会は、分会役員で構成し、月1回以上会議を開き、本部および支部方針の具体化とその執行ならびに分会総会の決議の執行と群の活動についての指導をおこない、分会総会に責を負う。

分会執行委員会のもとに専門部を置く。

第27条 基礎組織である群は、分会執行委員会の指導のもとに毎月1回以上群の組合員全員で群会議を開き、組合の日常活動を自主的積極的におこなう。

第4節 会 議

第28条 会議は、別に定めがある場合をのぞき、すべて構成員の過半数の出席で成立し、議決は出席構成員の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。議長は、それぞれの会議で選出する。

第6章 役員

第1節 本 部

- 第29条 この組合の本部につぎの役員を置く。
 - (1)中央執行委員長(1名)
 - (2)中央副執行委員長(若干名)
 - (3)書記長(1名)
 - (4) 書記次長(若干名)
 - (5)常任中央執行委員(若干名)
 - (6) 中央執行委員(若干名)
 - (7)会計監査(3名)
- 第30条 中央執行委員長は組合を代表する。

中央副執行委員長は中央執行委員長を助け、中央執行委員長事故あるときはこれを代理する。

書記長は本・支部の書記局を統轄し日常業務を処理する。

書記次長は書記長を助け、書記長事故あるときはこれを代理する。

常任中央執行委員会は専門部長、委員会責任者を互選し、おのおのの専門部、委員会を統轄する。

中央執行委員は組合の業務をおこない、専門部、委員会をうけもつ。

会計監査は会計を監査する。

本部役員は大会で、組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員の直接無記名投票により選出し、その任期はつぎの大会までとする。但し、再選はかまわない。

第2節 支 部

第31条 支部につぎの役員を置く。

- (1)支部執行委員長(支部長)
- (2)支部副執行委員長(副支部長)
- (3) 支部書記長
- (4)支部書記次長
- (5)支部常任執行委員
- (6) 支部執行委員
- (7)支部会計監査
- 第32条 支部執行委員長は支部を代表する。

支部副執行委員長は支部執行委員長を助け、支部執行委員長事故あるときはこれを代理する。

支部書記長は支部書記局を統轄する。支部主任書記は、専従書記局員の責任者として、日常業務を処理する。

支部書記次長は支部書記長を助け、支部書記長事故あるときはこれを代理する。

支部常任執行委員会で互選された専門部長、委員会責任者は、おのおの専門部、委員会を統轄する。

支部執行委員は支部の業務をおこない、専門部をうけもつ。支部会計監査は支部会計を監査する。

支部役員は、支部大会で出席構成員の直接無記名投票により選出し、その任期はつぎの支部大会までとする。但し再選はかまわない。

第3節 分会および群

第33条 分会につぎの役員を置く。

(1)分会長 (2)副分会長 (3)分会書記長 (4)分会専門部長 (5)分会執行委員 (6)分会会計監査 第34条 分会長は分会を代表する。

副分会長は分会長を助け、分会長事故あるときはこれを代理する。

分会書記長は分会長を助け、分会業務を処理する。

分会専門部長はおのおの専門部を統轄する。

分会執行委員は分会の業務をおこない、専門部をうけもつ。

分会会計監査は分会会計を監査する。

分会役員は、分会総会で出席構成員の直接無記名投票により選出し、その任期はつぎの総会までとする。 但し、再選はかまわない。

- 第35条 群につぎの役員および担当を置く。
 - (1)群長 (2)副群長 (3)群会計 (4)その他専門部担当
- 第36条 群長は群を代表する。

副群長は群長を助け、群長事故あるときはこれを代理する。

群会計は組合費等をとりあつかい、群の会計事務をおこなう。

その他専門部担当はおのおの専門部を担当する。

群の役員および担当は、群の組合員の直接無記名投票により選出し、その任期は1年とする。但し、再選はかまわない。

第7章 他団体への加入又は脱退

第37条 都段階および全国組織への加入と脱退は大会で、地域組織への加入と脱退は支部大会で決める。

また、緊急を要する共闘組織等については都段階のものについては中央執行委員会で、地域的なものについては支部執行委員会で決め、中央執行委員会に報告しなければならない。

第38条 他団体への役員派遣については各々の執行委員会で決め、大会に報告する。

第8章 表彰および統制

- 第39条 この組合の発展に功労のあったもの、組合員の模範となるものは中央執行委員会の議をへて表彰する。また、支部においてもこの規程に準じ支部執行委員会の議をへて表彰することができる。
- 第40条 組合員が下記行為をした場合は、中央執行委員会は別に定める統制委員会規程による統制 委員会の答申を受け、その組合員に対し、除名、権利停止、戒告等の統制処分をする。
 - (1)組合の綱領、規約ならびに重要な決議に違反したとき。
 - (2)組合に対し誹謗、中傷等の行為をし、その名誉や信用を毀損したとき。
 - (3)組合員に対する暴行、脅迫、詐欺、組合費などの金銭の横領など、刑事事件に相当する行為をしたとき。
 - (4)組合の分裂を企てたり、組合に混乱をもたらす行為をしたとき。
 - (5)前項の他、いちじるしく統制を乱し、組合に損害を与える行為や組合の名誉や信用を毀損したとき。
 - 2 組合員が前項第4号の組合の分裂を企てたりするなど組織問題になる危険性があると判断される場合および第5号該当のうち組合に重大な損害を与えた場合や組合の名誉をいちじるしく毀損した場合、もしくは統制委員会より統制委員会規程第10条による報告があった場合、常任中央執行委員会は規約第17条に定める緊急事項として統制委員会の答申を経ずにその組合員および同調者に対し、権利停止、除名等の処分を課すことができる。
- この場合は、直後の中央執行委員会に報告し、その承認をえなければならない。

第9章 会計および会計監査

- 第41条 この組合の経費は、加入金、組合費、寄付金および財政活動でまかなう。
- 第42条 この組合の予算決算は、本部は大会の、支部は支部大会の承認をうけなければならない。
- 第43条 この組合の会計年度は、本部は1月1日に始まり12月末日に終わる。支部の会計年度は、3月1日に 始まり翌年2月末日に終わる。
- 第44条 この組合の加入金は500円とし、組合費は支部大会において、本部費は大会において決める。 特別の事情あるものについては、組合費を減額することができる。
- 第45条 納付済みの加入金、組合費その他の金品は返さない。但し、前納されたものについてはこのかぎりでない。

なお、第11条に定める滞納した組合費の請求権は組合が有するものとする。

- 第46条 この組合の財産管理は、常に本部は中央執行委員会の、支部は支部執行委員会の責任とする。
- 第47条 すべての財源および使途、主要な寄付者ならびに現在の経理状況を示す決算報告は、会計監査の 監査報告とともに、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明 書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表する。

日常の経理および会計監査については、別に定める会計処理および会計監査規程による。

付 則

第48条 この規約は、組合の大会で、組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員の直接無記名投票による 過半数の支持をえて改正することができる。

この規約は、1977年5月18日より実施する。

1979年5月16日1部改正(第32回大会)/1983年5月15日1部改正(第36回大会)/1984年5月15日1部改正(第37回大会)/1985年5月14日1部改正(第38回大会)/1990年5月13日1部改正(第43回大会)/1994年5月15日1部改正(第47回大会)/1995年5月16日1部改正(第48回大会)/1996年5月14日1部改正(第49回大会)/1997年5月12日1部改正(第50回大会)/2000年5月8日1部改正(第53回大会)/2005年3月14日1部改正(第58回大会)/2007年3月19日1部改正(第60回大会)/2008年3月17日1部改正(第61回大会)/2011

年3月20日1部改正(第64回大会)/2015年3月16日1部改正(第68回大会)/2016年3月14日1部改正(第69回大会)/2017年3月20日1部改正(第70回大会)/2018年3月19日1部改正(第71回大会)/2019年3月18日1部改正(第72回大会)

【別表】

支 部 名	所 在 地
足 立	足立区梅島 1-2-26
荒川	荒川区荒川 6-3-1
葛 飾	葛飾区立石 8-34-4
文 京	文京区千駄木 2-23-7
台 東	台東区竜泉 1-15-2
墨田	墨田区東向島 2-11-13
江 東	江東区北砂 1-11-4
江 戸 川	江戸川区大杉 2-12-10
板橋	板橋区双葉町 36-6
豊 島	豊島区西池袋 5-22-15
北	北区王子 1-13-3
練 馬	練馬区中村北 1-6-2
港	港区芝 2-30-7
品 川	品川区戸越 5-18-2
大 田	大田区西蒲田 6-17-4
目 黒	目黒区目黒本町 1-10-26
渋 谷	渋谷区幡ヶ谷 2-18-6
世田谷	世田谷区上馬 5-34-16
新 宿	新宿区北新宿 4-33-9
中野	中野区松が丘 1-8-4
杉並	杉並区高円寺南 3-6-2
三鷹武蔵野	三鷹市上連雀 7-33-8
狛 江	狛江市猪方 3-25-37
調布	調布市深大寺元町 1-15-1
多摩西部	立川市栄町 3-29-19
西多摩	羽村市小作台 5-21-6
小金井国分寺	国分寺市東恋ケ窪 2-36-32
府中国立	府中市晴見町 2-15-5
八王子	八王子市台町 2-11-26
日 野	日野市東豊田 2-33-10
多摩·稲城	多摩市諏訪 1-7-26
町 田	町田市本町田 2387-5
小平東村山	小平市仲町 381
清瀬久留米	東久留米市中央町 5-10-17
西東京	西東京市保谷町 6-8-18
村山大和	武蔵村山市中央 3-7-1